

ザ・ひとりおやかた

THE HITORIOYAKATA

No.7 2024.9.9

かわちの一人親方労災保険組合

〒577-0012 東大阪市長田東 2-1-31-301

T)06-6785-7133 F)06-6785-7133

【役員紹介】(2024.5.16、第4回総会)

会長 大木 信吾 (おおき しんご)
株大吾興業代表取締役

副会長 平井 潤 (ひらい じゅん)
株ヒライ電機代表取締役

副会長 宇井 戸四輝 (うい としき)
株ユーアイ代表取締役

事務局長 喜多 裕明 (きた ひろあき)
社会保険労務士
かわちの社労士事務所

会計監事 竹内 聡貴 (たけうち としたか)
行政書士

※2年任期のため全員が継続です。



喜多 大木 宇井 竹内

建築物の解体はこれから増える

アスベスト被害から身を守ろう

スレート、カラーベスト、吹付などアスベスト建材はどこにでも使われていました。アスベスト被害は今後も続くと考えられています。

【アスベスト労災被害の特徴】

- ①アスベスト製品の生産工場(大阪府泉南地域など)から被害が始まった。
- ②アスベスト製品を材料・部品に用いる工場や周辺地域(クボタショック)に被害が広がった。
- ③建築での労働災害は他の産業に比べて多い。
→建築労働は建築材料を加工しつつ建築物に組み付けるという工程が含まれるので、アスベスト粉塵が発生するのに対して、ほかの最終製品産業では部品を組み付けるだけなので、アスベスト粉塵の発生も比較的少ない。
- ④「建築物の解体」において、すでに労災認定を受けている労働者がいる。

アスベスト労災認定者数(作業場面別) 2019年現在

工程	肺がん	中皮腫
アスベスト鉱石の採掘	8	8
アスベスト製品の生産過程	868	747
アスベスト製品を材料・部品として用いる生産過程	4,730	7,209
(うち建築現場の作業)	(2,345)	(3,859)
アスベストが含まれる機械や装置の使用による労働過程	846	1,070
流通過程	195	227
消費過程	277	614
建物の解体	307	357
その他	183	472
総計	7,414人	10,704人

《これから気を付けるべきは建築物の解体》

- ①どんな場所にもアスベストが存在している(2004年までアスベスト含有建材を利用可能だったため)。
- ②建築物の解体に際して、アスベストの適切な除去をおこなっている現場は少ない。アスベストの有無に関する事前調査が義務づけられたのは2023年10月から。
- ③これから、最もアスベストが使用されていた時代(1960~90年代)の建築物の解体が本格化するため、アスベスト粉塵のリスクは2050年ごろまで続く。また、震災時のアスベスト粉塵発生もある。
→アスベストばく露から15~40年後に肺がん・中皮腫が発症する(被害は今世紀中つづく)。
- ④アスベスト被害予防の法規制の強化が望まれるが、「自分の身は自分で守るしかない」のが現状。

会則改正により来年度から

会員総会に変えて総代会開催

- かわちの組合は2021年4月の発足以来、毎年5月に「会員総会」を開催してきました。当初はコロナ感染防止のため、役員だけが集まり全会員から委任状を集める形を取りました。
- コロナは収束しましたが、役員だけの総会を続けてきたため、会員の総会参加を促すことが難しくなりました。
- そこで、今年度の総会で会則を改正し、会員の中から「総代」を選出し、「総代会」を「会員総会」に変えて年1回開催することとしました。

★来年度からは次の様に運営します。

- (1) 役員会で「総代候補」を選び、就任を依頼する。(今年中をめどに)
- (2) 総代の定数は、5名以上10名以内。総代は役員を兼ねることができる。
- (3) 来年5～6月に総代会を開催する。
- (4) 総代会は総代の過半数の出席(委任状を含む)をもって成立することとする。

「総代候補」立候補求む！みんなの声を集めるため、よろしくお願いま～す。

ひとこと

救急車に乗らなくてよいように、事故に気を付けよう

9.9 というわけで、3年連続9月9日に発刊。ホームページにもアップしています。

URL: <https://kawachino.org>

「一人親方なら気になる」ニュース問答【4】

国土交通省が一人親方に初めての聞き取り調査

一人親方 最近、「聞き取り調査を受けた」という仲間がいます。税務署じゃないみたいですが。

社労士 国土交通省が一人親方本人を聴取対象に初めて実施した調査のことですね。

一人親方 売上額とか聞かれるんですか。

社労士 「税務調査」が頭から離れないようですね。国土交通省が働き方の実態を把握するためのもので、「働き方自己診断チェックリスト」に回答します。

一人親方 健康診断とは違うんですね。

社労士 「仕事の依頼を断る自由がない」(16.8%)「他社の業務に従事できない」(24.6%)の回答から見て、仕事の裁量が低く雇用労働者に近い働き方をしている人が多くいるようです。

一人親方 わかるなあ。でも、理由があるんです。

社労士 「時間外労働規制の適用を受けないため」「社会保険料が高いため」…。取引先企業の姿勢によるものですね。

一人親方 まるで私のこと見たいです。

社労士 取引先企業の66%は一人親方に「見積書」の提出を求めていることもわかりました。必要経費が請負代金に反映されているかどうか疑問です。

一人親方 確かに、求められるのは「見積書」ではなくて「請求書」ですね。

社労士 今回の調査は、これまで業界で指摘されていたことを明らかにしましたが、問題は現状をどう変えていくかです。「聞き取り」を「危機取り」にしてほしいものですね。



「規制逃れを目的とした一人親方問題の実態調査」

- 2023年11月～24年1月にウェブアンケートを実施した。
- 集計した回答のうち 3,244 件から、従業員を雇用していたり法人格を持っていたりする一人親方を除く1,612件を分析対象とした。

